

平成22年8月19日  
千刑電発第663号

矯正局長  
殿  
東京矯正管区長

千葉刑務所長

自殺事故報告 (刑事施設)

事故の概況

平成22年7月30日(金)午前零時10分ころ、[REDACTED] (単独室)において、被告人[REDACTED] (以下「事故者」という。)が、[REDACTED]うつ伏せとなり、両目にそれぞれ箸を1本ずつ突き刺した状態となっていたところを巡回勤務中の職員が発見し、非常ベル通報したものである。  
 なお、事故発覚後、救急車で外部病院([REDACTED])に緊急搬送し、入院治療していたが、同年8月8日(日)午後7時35分ころ、搬送先の病院において、[REDACTED]により死亡したものである。

事故の状況

1 発 生 年 月 日	平成22年7月30日(金)
2 発 見 時 刻	午前零時10分ころ
3 場 所	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> (単独室)
4 方 法	<span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> の箸を用い両目に突き刺した
5 経 緯	(1) 平成22年7月29日(木)午後11時55分ころ、 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> 職員が <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> を巡回し、 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> に順次視察していたところ、同月30日(金)午前零時10分ころ、事故者の居室である <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> を視察した際、同居室内において事故者が <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> ため、事故者の動静を細密に視察したところ、 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> の確認し、また、事故者の両目には箸が刺さっていたのを現認したため、直ちに非常ベルにて通報した。 (2) 同日午前零時15分ころ、119番通報し救急車を要請し、同時21分ころ、救急車到着。 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> その後、同時33分ころ、救急車が <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> へ救急搬送し、同時42分ころ、救急車が同病院に到着した。 箸 ( <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span> )



6 使 用 器 具

	<p>7 連戻し, 制圧等の状況  8 事故による犯罪  9 その 他</p>	<p>該当事項なし  該当事項なし  (1) 行政検視  [Redacted]において,  所長による行政検視が実施された。  同検視において, [Redacted]。  (2) 司法検視  [Redacted]  (3) 司法解剖  [Redacted]  (4) 遺族関係  [Redacted]</p>
<p>事 故 者</p>	<p>1 事故者の種別  2 氏 名  3 生 年 月 日  4 事 件 名  5 入院又は入所日  6 入院又は入所度数  7 段階処遇の級別  8 院内又は所内における行状  9 本 籍  10 住 所  11 特殊被収容者報告の有無  12 そ の 他</p>	<p>[Redacted]  該当事項なし  [Redacted]</p>

職員 の 状 況	1 配置及び勤務状況	事故発生時、夜間における勤務体制の配置状況にあり、 に職員が配置され、勤務し、20分に1回の巡回視察を行っていた。
	2 監督方法	事故当日、監督当直者、副監督当直者及び夜勤班長が監督勤務に就いており、監督巡回に当たっていた。
	3 職責処理の状況	現在、検討中である。
事態 収 拾 の 措 置	1 職員の非常招集	該当事項なし
	2 非常配置箇所数、時間及び人員	該当事項なし
	3 管区機動警備隊出動の有無、出動した場合にはその活動状況	該当事項なし
	4 警察官署への依頼	該当事項なし
事故 の 原 因 ・ 動 機	1 事故者の動機	、特異動静に見落と しがないようすべきであった。
	2 施設側の欠陥	
事 故 者 に 対 す る 措 置	1 懲戒	該当事項なし
	2 告発	該当事項なし
改 善 事 項	1 改善した事項	(1) 所長指示の発出 平成22年8月2日付け所長指示甲第42号「自殺事故の防止について」を発出し、職員に当該事故について周知するとともに、再発防止に向けて注意を喚起した。 ア 自殺要注意者判定表の活用 自殺要注意者判定表の期間を入所日から2週間、その後も毎月1回は同表を用いて、動静を詳細に確認・記録するよう改めた。 イ 職権面接 特異動静が認められ、引継ぎ等がある者について

		<p>ては職権面接を実施し、その実施結果について視察決裁を上げることとした。</p> <p>(2) 現状申告票の活用</p> <p>平成22年8月9日付け首席指示甲第40号「新入時に「現状申告票」を作成することについて」を発出し、新入時の段階で被収容者に同票を記載させ、点数によっては要注意者等の指定を行うこととした。</p> <p>該当事項なし</p>
	2 改善すべき事項	該当事項なし
その他参考事項	その他	該当事項なし